

防衛基盤整備協会賞 Q&A

【防衛基盤整備協会賞応募要領に関するもの】

問1

Q1：令和4年度から「防衛装備品等の実現に参画した下請負、協力企業等が保有する代替困難な特殊技術、部品、製品等(以下「特殊技術等」)」を新たに募集対象の業績に加えた理由は何ですか？

A1：サプライチェーンの維持及び生産技術の維持発展のため、防衛装備品等の開発に関与し、独自の技術を有する下請負、協力企業等の活動を一層奨励する機会を設けることを目的に業績の分野を追加しました。

防衛省においても、令和4年12月閣議決定されました「国家防衛戦略」及び令和5年10月1日に施行されました所謂「防衛生産基盤強化法」により、防衛生産・技術基盤はいわば防衛力そのものと位置付けられ、維持強化が図られております。

問2

Q2：防衛装備品等とはどのようなものですか？

A2：防衛基盤整備協会賞の対象とする防衛装備品等とは、「昭和48年防衛庁訓令第4号」に示された装備品等のうち、研究、開発、改善、改良等の過程を経たものです。

問3

Q3：募集要領の目的にある「民間で自主的に行われた研究開発あるいは生産技術等の向上及び防衛装備品等の実現に参画した下請負、協力企業等が保有する代替困難な特殊技術、部品、製品等(以下「特殊技術等」という。）」と「2対象となる業績の分野(1)～(5)」はどのように対応するのでしょうか？

A3：「民間で自主的に行われた研究開発」は、最近行われた研究開発の成果等を対象とするもので主に業績分野(1)、(3)に対応します。同じく「民間で自主的に行われた生産技術等の向上」は、既存の及び新たに開発された防衛装備品等やその生産システムに関連する成果を対象とするもので主に業績分野(2)、(4)に対応します。また、「防衛装備品等の実現に参画した下請負、協力企業等が保有する代替困難な特殊技術、部品、製品等(以下「特殊技術等」という。）」は、防衛装備品等の製造、維持などに適用されているサプライチェーンである下請負、協力企業等が保有する特殊技術等を対象とするもので業績分野(5)に対応します。

問4

Q4：募集要領に示されたサプライチェーンに該当する企業とはどのような企業でしょうか？

A4：サプライチェーンは一般的に、製品の原材料・部品の調達から販売に至るまでの一連の流れを指しますが、防衛装備品等の調達に関しては、防衛省と直接契約関係にある装備品製造等事業者（プライム企業）及び、当該プライム企業と契約を結ぶ、幅広い分野・規模の下請負、協力企業（サプライヤー企業）を指します。

サプライヤー企業に防衛装備品等に組み込まれる代替困難な特殊技術、部品、製品等を提供する会社等が含まれます。

問5

Q5：下請け、協力企業等の応募に関して、防衛装備品等を製造するプライム企業はどのような立場で応募すれば良いのですか？

A5：防衛装備品等を製造する防衛省と直接契約関係にある装備品製造等事業者（プライム企業）は優れた防衛装備品等を実現する上で最適な下請負、協力会社等を選定するとともに組み込む部品、製品などのスペック・コントロール、システム・インテグレーションのための技術活動において大きな役割を果たしています。防衛基盤整備協会賞では、主契約社はその役割に応じて下請負、協力企業と連名で応募することを可能としています。また優れた技術を持つ下請け、協力企業等に防衛基盤整備協会賞への応募を促すことも期待されます。

問6

Q6：特殊技術、部品、製品等（特殊技術等）はどのような特性を持つものでしょうか？

A6：特殊技術等に該当する技術、部品、製品などは、防衛装備品等を実現するためのものを対象とします。これらの特殊技術等に共通する特性として、当該技術、部品、製品以外に国内外に存在しない独自なものであること（代替困難性）、あるいは、類似の技術、部品、製品などが他に存在する場合であっても、取扱いの容易性・維持整備性・取得の容易性などの何れかが特に優れていること（優位性）があります。

問 7

Q7：特殊技術等の特性に関する判断は、誰が行うのでしょうか？

A7：特殊技術等に関する応募では、当該特殊技術等に関する代替困難性、優位性などの評価を下請負、協力企業が独自に、あるいは防衛装備品等のプライム企業と下請負、協力企業が協力して判断します。防衛基盤整備協会賞への応募は、何れの場合でも下請負、協力企業に所属する個人又はグループ、さらに下請負、協力企業の個人又はグループと主契約社の個人又はグループが連名で行うことが可能です。

問 8

Q8：一つの防衛装備品等に関して複数件の防衛基盤整備協会賞への応募が可能でしょうか？

A8：可能です。この場合、同一の防衛装備品等に関するそれぞれの応募において、焦点となる業績について、自主的に行われた研究開発、自主的な技術あるいは、特殊技術等を中心に説明する必要があります。

問 9

Q9：採用され、運用上優れているか、もしくは優れた性能等の結果が出ているものとはどのようなものなのでしょうか？

A9：運用時一定の性能発揮を担保されることが期待できる条件として、量産されるものは「量産契約」、それ以外については「完成検査終了」などが成立しているものを対象とします。

問 10

Q10：防衛基盤整備協会賞の対象となる業績の分野として、「国、地方公共団体その他これらに準ずる機関から直接委託を受け又は補助を受けて実施したものは除く」とありますが、例えば、国との契約に基づいて開発した防衛装備品等は防衛基盤整備協会賞の対象とはならないということでしょうか？

A10：国などとの契約で得られた技術的な成果は、防衛基盤整備協会賞の対象とはなりません。但し、国との契約時点で企業が保有する技術的な成果、及び契約時期に同時並行的に企業が独自に検討した技術等の成果を直接、または変化させて防衛装備品等の開発に適用したもので、当該技術の帰属が契約企業にある場合は自主的な研究開発として協会賞の対象となります。また、企業が国との契約で取得した技術であっても、独自に改善改良がなされ、その改善改良点が明確に示せる場合は、防衛基盤整備協会賞の対象となります。

【別紙「防衛基盤整備協会賞応募申込書」記入要領に関するもの】

問 11

Q11：自主的な技術とはどのような技術ですか？

A11：社内の研究開発活動などによって得られた技術的成果やノウハウをいいます。ただし、社内で利用可能な技術であっても、ライセンス許諾に基づくものや一般的に利用されているとみなされる技術は含みません。必須なものはありませんが特許や実用新案として認められたものは、自主的な技術の例です。

問 12

Q12：防衛装備品等への適用の時期とはどのようなものですか？

A12：防衛装備品等の研究・開発、改良・改善または生産技術の改善などにおいて、自主的な技術の適用を終了した時点（○年○月頃）です。これにより提案された自主技術適用の成果を、対象とする防衛装備品等に係る全体契約との関係での評価が可能となります。

(以上)